## (仮称)寒川町暴力団排除条例の制定に対する パブリックコメントの実施結果について

町では、暴力団排除に関する施策の推進を図り、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現のため、「(仮称)寒川町暴力団排除条例」の制定を考えております。

この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、町の責務及び町民の 役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定め るものです。

このたび、条例(案)について皆さんからのご意見等の募集を行ったところ、 1件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する町の考え方について公表いたします。

【意見等募集期間】平成23年7月11日(月)~8月9日(火)

【資料配付場所】 町役場1階ロビー案内、町役場2階総務課窓口、 町役場2階情報公開コーナー、町民センター、寒川町公民館、 南部文化福祉会館、北部文化福祉会館 、寒川総合図書館、健康管理センター、 寒川総合体育館

【意見等提出状況】 意見等提出者数 1名 意見総数 1件

【意見に対する町の考え方】別添のとおり

## (仮称)寒川町暴力団排除条例の制定についてのパブリックコメント意見

意見番号 意見内容	町の考え方
第5条に町民の役割として、暴力団排除に積極的な役割を果たすとあります。しかし、個人や商店主が積極的な対応をするのは、とても心労が大きいです。 例えば、うわさですが、お祭に各地区の御輿が参加するとき、ある団体(組)の長にあいさつをしないと若い者にいやがらせをされる。夜の居酒屋さんの植木類の交換、ダンプのフロントガラス内のある種のシール等、少額かもしれませんが、世間で言われる「みかじめ料」的なことまで行政(警察)が対応してくれていますか。 御輿の上に入れ墨をした若い者が勝手に乗り目立つ行為をすることはなくなりつつありますが、入れ墨をわざと人目に見せる人に対して、現場で行政(警察)の力で排除していくことで、第10条の町民一人ひとりの意識の向上につながります。	第5条に規定する町民の役割は、町民が暴力団に資金提供を行うなど暴力団の運営維持に協力したり、暴力団の威力を利用することがないようにし、町民が関係機関への情報提供を行うなど、暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう規定したものです。 暴力団排除を実現するためには、警察の取り締まりだけでは不十分であり、町民のみなさまと町が、警察と連携することで暴力団排除がより推進されると考えられますので、町民のみなさまのご協力をお願いしています。 ご意見にありましたいわゆる「みかじめ料」に関しては、平成4年に施行された暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(通称、暴対法)により規制され、中止命令の対象行為と

ご意見の中に、実在する団体等の名称が記述されていましたので、ご意見の趣旨を損なわない範囲で、 別の表現に変更させていただき、公表しています。